

節税しながら老後に蓄え

小規模企業 共済制度

節税しながら老後資金が蓄えられる「小規模企業共済」制度。掛け金全額が「所得控除」となり、昨年4月からは、事業の親族内承継の場合、より多くの共済金が受け取れるようになった。中小企業経営者との高齢化に伴いクローズアップされてきた事業承継と制度の利点などについて、山陰合同銀行の石丸文男頭取、TKC中国会島根県支部の矢尾井敏廣支部長に聞いた。



山陰合同銀行
石丸 文男 頭取

業承継の一助にもなると思います。

いうまでもなく、地域の企業の維持・発展こそ、当行の立脚基盤です。当行では1人1社運動を核とするリレーションシップバンкиング（地域密着型金融）の強化に取り組んでいます。お客さまと対

事業承継が重要課題

石丸 現中期経営計画がスタートしてから、事業承継に関するニュースが見込まれるお取引先約60社をリストアップしました。各営業店と本部が連携してさまざまなご提案を行っています。今後も事業承継支援にきちんと取り組んでいくことが、働く場所を守っていくために重要であり、銀行として地方創生に最も貢献できる手段の一つだと考えています。「小規模企業共済」制度は、半世紀もの歴史がありお客様との関係をつなぐ有効なツールとして活用させていただいているが、円滑な事で、若いうちから魅力を感じる地域について語ります。

事業承継が重要

石丸 オーナー企業が多く、相続問題が絡むケースがあります。実は、事業承継は古くからの課題で、当行ではさまざまなご支援を通じて実績とノウハウを積み重ねてきています。後継者がいなければ円滑に進みますが、なかなかそういうまくはいきません。最終的に良い形でのM&A（合併・買収）に至るケースもあります。いずれにしても、働く場所を守り、新たな雇用が生まれることで、若い人たちが魅力を感じる地

事業の円滑な継承がクローズアップされ、「小規模企業共済」制度も改正されました。地域のリーディングバンクとしてどのように関わり、支援しておられますか?

か？

—山陰両県の特徴はあります

石丸 オーナー企業が多く、相続問題が絡むケースがあります。

で、当行ではさまざまご支援を
通じて実績どノウハウを積み重ね
てきています。後継者がいれば田
滑に進みますが、なかなかそういう
まくはいきません。最終的によう
良い形でのM&A（合併・買収）
に至るケースもあります。

いずれにしても、働く場所を守
り、新たな雇用が生まれること
で、若い人たちが魅力を感じる地
域していくことが大切ですね。

法改正により、「準共済金」から、「共済金A」へ引き上げられ、より金額が多く受け取れる。事例1のAさんが受け取る金額は、法改正前だと「準共済金」725万8500円だが、改正後は「共済金A」の835万9200円になる。しかも一括受け取りの共済金は「退職所得扱い」となり税制メリットが大きい。

事例2の会社役員Bさんも、掛け金の所得控除に加えて、65歳で退任すれば「共済金B」の797万6400円を受け取れる。

これまで年4回だった分割共済金は年6回(奇数月)の支払いとなり「公的年金等の雑所得扱い」となる。

●法改正による共済事由の変更

共済事由		共済事由(主なもの)		解約事由
地位	A共済事由	B共済事由	準共済事由	
個人事業主	・個人事業の廃業など	・老齢給付 65歳以上の人達が請求できる	① 配偶者または子に事業を全部譲渡 ② 経営者が配偶者または子に事業を全部譲渡	① ② ・任意解約による契約解除など ・掛け金の滞納による契約解除など
共同経営者	・退任など	③ 65歳以上の退任は引き継ぎ(準共済事由)となる ・老齢給付 ・疾病または負傷による退社など	③ 65歳以上の退任は引き継ぎ(準共済事由)となる ・老齢給付 ・疾病または負傷による退社など	※ 病気または負傷による退任は引き継ぎ(準共済事由)となる ・老齢給付 ・疾病または負傷による退社など
会社等役員	など	・会社等の解散		

●共済金の受取事例

事例1 個人事業主Aさん	①課税所得 400万円 ②毎月の掛金 3万円
加入 1年 2年 3年 20年	36万 36万 36万 36万 36万
1年間の掛金 合計 36万円	毎年の節税額 10万9500円
20年間の掛金合計額 720万円	
(法改正後) 835万9200円 : 共済金A (法改正前) 725万8500円 : 準共済金	
事例2 会社役員Bさん	①課税所得 400万円 ②毎月の掛金 3万円
加入 1年 2年 3年 20年	36万 36万 36万 36万 36万
1年間の掛金 合計 36万円	毎年の節税額 10万9500円
20年間の掛金合計額 720万円	65歳で 退任
(法改正後) 797万6400円 : 共済金B (法改正前) 725万8500円 : 準共済金	



TKC中国会皇根原支部
（矢尾井税理士事務所）

掛金全額が所得控除に